

令和7年度 入札監視委員会議事概要

東北防衛局

開催日及び場所	令和8年2月17日(火) 仙台第3号同庁舎 8階 第2会議室
委員	委員長：伊永大輔(大学教授) 委員：加藤陽子(大学教授) 委員：上林佑(弁護士) 委員：棚橋則子(大学准教授) 委員：八島徳子(公認会計士・税理士)

I-2 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	東北防衛局 令和7年10月1日 ~ 令和7年12月18日
審議対象件数	56件

1 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数		56件	(審議概要) ・契約状況の説明 ・抽出案件の概要説明 ・抽出案件の審議
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)	0件	
	一般競争(政府調達協定対象外)	5件	
	指名競争	0件	
	企画競争	0件	
	随意契約	0件	
建設コンサルタント業務等	一般競争(政府調達協定対象)	0件	
	一般競争(政府調達協定対象外)	6件	
	プロポーザル方式	0件	
	随意契約	0件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	○建設工事及び建設コンサルタント業務 1) 海自大湊(7) 棧橋新設等工事 1 令和7年度第1四半期入札監視委員会(R7.6.24開催)の審議案件にて「海自大湊(6)浚渫工事(その1)・(その2)・(その3)」との関係性について教えて頂きたい。 2 かなり大きな価格となっているが、どのような工事内容が価格として高いのか。 3 入札時の1者の無効者について、低入札価格調査となったが、その書類提出がなかったという認識でよい	海上自衛隊が運用する大型艦船の出入港を安定的に行うため、令和6年度に「海自大湊(6)浚渫工事(その1)・(その2)・(その3)」を発注し、航路の水深の確保を進めているところ「海自大湊(7) 棧橋新設等工事」は浚渫工事により必要な水域が確保されることを前提として棧橋を新設するものです。 棧橋新設工事で約48億円となり、内訳としては鋼管杭打設が14億円、ジャケット設置が約34億円となります。 書類提出はありませんでした 2日間で低入札価格調査を受けるのか意向を確認し、書類の提出を1週間後と

<p>○委員からの意見質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>か、書類提出までにどのくらいの期間を設けているのか。</p> <p>2) 空調設備整備工事について</p> <p>① 仙台外(7) 宿舎空調設備整備工事 ② 青森外(7) 宿舎空調設備整備工事 ③ 大滝根山外(7) 宿舎空調設備整備工事</p> <p>1 ①について、高落札率かつ1者応札となった理由はどのようなことが考えられるか。</p> <p>2 ①について、本工事はエアコンの設置が該当すると思われる。さらに工事場所として宿舎であり、基地等の厳しいルールが無く、参加要件も通常工事より緩いと思われるがなぜ1者だけなのか、地元企業等多くいるのではないか。</p> <p>3 ②・③は、①と同じ工事内容だが低落札率となった理由はどのようなことが考えられるか。</p> <p>4 3の回答で自社社員で作業をするとのことだが、予定価格の差が大きいところは人件費の部分のみか。</p> <p>5 ①～③ともほぼ同工事内容なのに①だけ1者のみであり、1で回答を頂いているが他にも理由はあるのか、例えば工事期間が長い等とか。</p> <p>入札公告をダウンロードした会社等になぜ参加できなかったのかヒアリングして頂いて、その回答を踏まえ参加者を増やす工夫をされたい。</p> <p>3) 高落札率について</p> <p>三沢米軍(7) 駐機場新設舗装工事(その1)</p> <p>1 競争性はあるが高落札率となった理由はどのようなことが考えられるか。</p>	<p>しております。</p> <p>高落札については予定価格超過により3回再入札したためと考えられます。1者応札については技術者を配置できる会社が1者しかいなかったためと考えられます。</p> <p>地元企業等もそれなりにいることは把握しているが、防衛省の発注工事に参加希望者が少ないうえに、工事期間に配置可能な技術者がいる会社が1者しかいなかったと思われます。</p> <p>ヒアリングしたところ②の受注者は、工事期間に手持ちの工事が無く、受注意欲も高く、仕事の確保のため低い価格で札を入れたものであり、③の受注者は自社社員が作業を行うことで経費を抑えられるため低落札率となりました。</p> <p>他にも長年取引のある会社から安く大量に資材等を仕入れることができるためと聞いております。</p> <p>約1年半の工期も関係があると思いますが、①は宿舎の入居者がいるなかでの工事のため、部屋ごとの工事着手の調整が必要なことも考えられます。</p> <p>本案件の入札状況を確認したところ、入札金額が一番低い者は、予定価格に対して79%であり、入札参加者全てが高落札率ではありません。それを踏まえて、落札者は総合評価方式のため入札金額で最安値ではありませんでしたが、入札項目からなる評価値において、他者と比べ高く1番で総合評価方式で判定した結果、落札となりました。落札率としては高いものの、総合評価方式ではあり得る結果であると考えております。</p>
-------------------------------------	---	---

<p>○委員からの意見質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>2 入札参加者が12者と多くなった理由はどのようなことが考えられるか。</p> <p>3 本案件3者は低入札価格調査の対象となっているが、落札予定者でないと低入札価格調査は実施しないのか。</p> <p>4 そのうち2者は無効となっているが。</p> <p>5 落札者の評価点における企業の能力の点数について、他者より一番点数が低い、どのような項目か。</p> <p>4) 高落札率かつ1者応札について</p> <p>海自大湊外(7)隊庁舎新設等総合設計</p> <p>1 高落札率かつ1者応札となった理由はどのようなことが考えられるか。</p> <p>2 総合設計とはどのようなものか。</p> <p>3 総合設計と名の付く案件について、本年度7件中4件が不調・不成立となった理由はどのようなことが考えられるか。</p> <p>4 棟数が多いので分けて発注することはできないのか。</p>	<p>本案件の施工条件について、施工場所が広く、直線的で、平坦地であり、関連工事による調整が無い、他工事と比べ施工性が良いことと、三沢基地では過去にも同種の工事を多く実施してきており、規模的にも地元企業も参加できたことが考えられます。</p> <p>さらに業界からお話を聞くと、コンクリート舗装工事が非常に少なくなっているということで、若手技術者の経験を積むために、積極的に参加したいというようなお話を聞いております。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>この2者は施工体制の確認前に、辞退したため無効となっております。</p> <p>入札者の同種工事の施工実績等が入札項目となっております。</p> <p>落札者は、企業の能力の点数が一番低いものの、企業の信頼性・社会性・その他の点数において一番高い点数になっております。本件は地域精通度等を評価しており、地元企業を下請等で採用したり、近隣地域の施工実績や本店・営業所の所在が三沢市内にあるか等が点数の対象となっております。</p> <p>高落札率については、2回では落札せず、公表されている積算要領等による積算が大部分を占めており、予定価格を類推しやすいことと、3回目で落札したためと考えられます。</p> <p>一者応札については、防衛省において、令和6年度から一般的な設計発注に加えて総合設計の発注が全国的に増え、設計事務所の手手が足りない状態になってきていることや、設計事務所が事案を吟味し参加しているのではないかと考えられます。</p> <p>総合設計とは、建築・土木・設備を一つにまとめ発注する設計業務になります。</p> <p>1件の不調理由については、公表されている積算要領等による積算が大部分を占めていたが、一部見積にて積算しており、その部分の価格差があり、不調となったことが考えられます。</p> <p>3件の不成立理由については、先の1者応札での回答と同じ状況が考えられます。</p> <p>地区分けも考慮したが、近距離であったこと及び最適化事業ということもあ</p>
-------------------------------------	--	--

○委員からの意見質問

○それに対する回答等

5 1 回目の入札後において、説明みたいなものはあるのか。

6 入札を 3 回した理由について。

5) 監理業務について

- ① 海自八戸外(7)設備工事監理業務
- ② 秋田外(7)土木工事監理業務
- ③ 松島外(7)土木工事監理業務
- ④ 三沢外(7)設備工事監理業務
- ⑤ 松島外(7)設備工事監理業務

1 土木監理業務は競争性が働いているが、設備監理業務は 1 者応札・高落札率となった理由はどのようなことが考えられるか。

2 設備の参加者を増やすためにどのようなことを行っているのか。

〔総括〕

低入札価格調査を受けて下さる方がいるときは、話を聞いて前向きに判断していただきたいことと、応札者が少ないのは全国的な問題でもあるとは思いますが、要件の緩和だけではなく他地域や他業種にも声がけして頂ければと思います。

り、大型発注案件となりました。
開札後で判明した金額の差について補足説明を実施しています。

入札回数は原則 2 回としておりますが、2 回目の入札で落札者がいない場合は 3 回目の入札を執行する場合もあります。

1 者応札については、そもそも設備の設計業者が少ないこと、監理業務については、ほぼその工事を設計した会社が参加しているためと考えられます。

高落札率については、仕様書に人工数や宿泊費等を細かく記載しており、積算基準を把握していれば、予定価格にかなり近づけるためと考えられます。

東北各県に設備設計事務所協会があり、防衛省の発注見通しや業務説明を行わせていただいております。

2 談合案件の処理状況		
談合疑義件数	0件	(審議概要)
談合情報点検結果疑義	0件	・なし
項目	意見・質問	回答
○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	・なし	
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申又は勧告の内容	
	・なし	
3 入札結果の事後的・統計的分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）		
(審議概要) 指名停止・低入札の分析		
項目	意見・質問	回答
○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	・なし	
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申又は勧告の内容	
	・なし	
4 再苦情処理		
・該当事案なし		

令和7年度 入札監視委員会議事概要

防衛装備庁下北試験場

開催日及び場所	令和8年2月17日(火) 仙台第3号同庁舎 8階 第2会議室
委員	委員長：伊永大輔(大学教授) 委員：加藤陽子(大学教授) 委員：上林佑(弁護士) 委員：棚橋則子(大学准教授) 委員：八島徳子(公認会計士・税理士)

防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
審議対象件数	220件

1 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	19件	(審議概要) ・契約状況の説明 ・抽出案件の概要説明 ・抽出案件の審議
一般競争	11件	
指名競争	0件	
随意契約	8件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	<p>【抽出案件】 ○一般競争入札 [ドップラーレーダ用アンテナ電源システム]</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札設定条件について特徴はあるのか。 「万が一市場に出回っている可能性がないとは言い切れない」とは本電源システムが万が一市場に出回っているかもしれないということか。 保有されているメーカーのドップラーシステムが他社の電源システムと繋がるという可能性もあるのか。 他社の電源システムと繋がる可能性がないのであれば「万が一市場に出回っている可能性はないとは言い切れない」とは言えないと思うが如何。 3相から昇圧して直流にできる技術を持っている業者は他にあるかもしれないが、ドップラーレーダーと電源システムは一体的に使用するため互換性がないと問題となるため他社が応募してこないということか。 	<p>通常のいわゆる物買の要領に則って公告をあげているものです。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>他社の電源システムが出回っている可能性があるという意味ではなく、メーカーの電源システムを他社が販売できる可能性があるという意味合いです。 本電源システムは国内代理店である商社から調達したものであるが、他に本メーカーの電源システムを取り扱う商社がそのとき発生している可能性が捨てきれないため随意契約ではなく一般競争で広く公告しており、その結果、1者となったものです。</p> <p>そのとおりです。仰るとおりそういった技術を持つ全く別の業者が作り込んで互換性を持たせたとしても、それを証明することが出来ないのではないかと考えられます。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り扱うことができる業者が1者しかないことは確認済であるのか。 ・ (背景を踏まえ) 今回は1者応札になっても仕方がないように見受けられるが、今後は同様のものも含め随意契約を行っていくのか。 ・ 見積も1者しか取りようがなかったということか。 ・ 取り扱いが複数者確認できているのであれば、複数者から見積を取得してもらいたいところではあるが、取り扱い業者が他にはいなかったということか。 <p>【委員長小括】</p> <p>本来随意契約でやるべき案件であったかもしれないが、一般競争入札で実施したことは悪くないと考える。</p> <p>【抽出案件】</p> <p>○随意契約 [砲外弾道計測装置(中距離用)他の点検整備等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こちらは一般競争入札から商議に移行したものなのか。 ・ 商議は商社と1対1で行われた認識で間違いないか。 ・ 最初から随意契約にするのではなく、公募し他に業者がないことを確認し、そのうえで1者と契約となったということか。 ・ [ドップラーレーダ用アンテナ電源システム]が一般競争であったことに比べこちらは随意契約であるが結果はどちらも似たようなかたちになってしまっている。どちらの契約方式が良い結果になったり手続きが効率的であると考えるか。 ・ 今後本商社と複数年契約することはあり得るのか。 	<p>メーカーと商社は独占販売契約を結んでいるため、1者しかない認識です。</p> <p>特許のようなものがあれば1者しかないため随意契約ということも考えられるが、民営契約の場合、絶対に1者しかないといえる保証ができず、随意契約は厳しいと考えます。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>今回は公募を実施しており、技術を有する業者を募ったところ、応募があり合格となったのが本商社のみでした。その後、本商社と商議を実施しました。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>そのとおりです。今回は公募随意契約という方式を用いました。</p> <p>契約側として透明性の確保の観点からいえば、一般競争入札の方が良いと考えます。</p> <p>要求元としては、随意契約であれば一般競争入札のように長い公告期間が不要となるため、早く契約ができるという観点からいえば随意契約が効率的と考えます。他方、随意契約の場合は前案件[ドップラーレーダ用アンテナ電源システム]で説明させていただいたとおり、他にできる業者がない証明をすることが難しく、随意契約のハードルは高いものと考えます。</p> <p>予算措置の都合上ハードルは高いものと考えます。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【委員長小括】</p> <p>随意契約の方がハードルが高かったり説明責任が重かったりするの、一般競争入札を行う方が良いとの考えに由来する。その結果、落札率が100%になっても、やむを得ないこともある。今回は工夫が難しい案件であったが、引き続き、新規業者の模索や他機関との情報共有を実施されたい。</p> <p>【抽出案件】</p> <p>○随意契約</p> <p>[試験地域における漂着物の分別作業 他1件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に見積を提出した業者は2、3者といたなかで、結果的に参加されなかった業者がいたようだが、どのような理由が考えられるか。 ・入札への参加にあたり、資格は必要になるのか。 ・入札参加資格さえあれば参加可能ということか。 ・そうであればなぜ参加者は少なくなったのか。 ・下北は重機の運搬等で雪の影響は無いのか。 ・役務場所まで重機を持っていくところも除雪が入っているのか。 ・例えば、冬より夏の方が重機を運搬しやすいように感じるがどうか。 ・（漂着物について）毎年そのようなローテーションであるのか。 	<p>不参加であった業者へ確認したところ、別件の対応があり、本入札案件への対応が難しくなったことから参加を見送ったとのこと。</p> <p>必要となるのは全省庁統一参加資格のみであり、工事ではないため、公告では建設工事業の許可を有していることといったものは求めていません。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>原因のひとつとして、重機を用いる作業であるため、県外業者はその運搬費用等が嵩んでしまうことを考慮して、参加を見送ったものと推測されます。また、近傍の業者であれば重機の運搬も容易であることから、参加者が限定されてしまった可能性があります。</p> <p>別契約で除雪の役務があり、場内の主要な箇所は除雪が行われているため、雪の影響は無いものと考えています。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>そもそも本役務は、季節を問わず役務内容に変化はありません。そのうえで、漂着物の分別作業については、その前に別契約で収集作業を実施しており、3か月ほど役務期間を要し、それが終わらなければ量が定まらないことから分別の調達手続きができません。</p> <p>そのとおりです。収集、分別、運搬、廃棄の流れで実施しています。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・（漂着物について）全体的に早めて実施することはできないのか。</p> <p>・ 2回目の入札の後、再公告をせず商議へ移行した理由は。</p> <p>【委員長小括】</p> <p>来年度以降は積雪前に作業ができるような調達手続きにチャレンジされたい。それで参加者が増えるか様子を見てもらいたい。</p> <p>県外の業者からすれば雪の時期は入りにくい可能性があるため、時期を変えろといったことで入札状況が大幅に改善する可能性がある。</p> <p>【抽出案件】</p> <p>○一般競争入札 [射撃騒音データの収集等作業（その4）他15件]</p> <p>・ 一般財団法人防衛技術協会は下北地域にある団体なのか。</p> <p>・ 事業者団体や学会員のようなイメージか。</p> <p>・ 下北にある事業者（下北に所在する協会の個人が事業者として）が直接応札することはないのか。</p> <p>・ 同じような団体は存在しないのか。</p> <p>・ この団体は、元防衛省職員がいくところなのか。</p> <p>・ 元防衛省職員の方でも良いと思うが、例えば自分たちが得意な分野ごとに他にも団体を作れば良いのではないかと考える。</p> <p>・ 防衛省職員として雇うことはできないのか。</p>	<p>可能です。6年度までは収集作業を南・北のエリアで2本に分けて契約していたが、7年度からは1本にまとめており、その分調達手続きを短縮できることから、分別の実施時期を1か月程度早めることができると考えられます。</p> <p>内部の規則で、2回目が不調となった場合、その金額と予定価格の差が僅差であれば商議へ移行しても良いこととなっているため、今回はその規則に則り商議へ移行しました。</p> <p>本部は東京にあり、下北地域に事務所があるわけではありません。ですが構成員がおり、その方たちが普段は別の仕事をしているが協会の要請に応じて派遣されるイメージです。</p> <p>本部は東京に所在するものの、下北に供給できる人員をもっている団体です。</p> <p>協会に所属する方たちは会社を興している方たちではなく、あくまで個人であり、派遣登録のようなイメージです。</p> <p>下北に関してみれば存在していません。</p> <p>確かに元防衛省職員も存在するが、必ずしもそうとは限りません。現在試験場へ来ている方の中には、民間出身の方もいます。</p> <p>地方の機関はむしろ人が減らされている現状を踏まえると、人を増やすことが</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【委員長小括】</p> <p>毎日行う仕事があるのではなく試験の時だけとなれば常勤で雇うのは大変だと考える。</p> <p>例えば、今来ている方たちがまとまって入札参加資格を取ることができれば、もちろん協会との関係もあり難しいかもしれないが、入札において競争が生まれ良いのではと考える。防衛技術を保有する人は多いわけではないので、元防衛省職員を使うなかで、競争が生まれることが望ましいと思われる。</p> <p>審議は以上です。</p> <p>本来、個別の入札案件の適正さを見るうえでは地域要件の設定は関係のないものとする。現地の状況をよく知っている地元業者は工事施工においても有利であり、それが活きる発注とするのは十分ではないか。他方、国の方針であるならば、地域を狭めてしまうとかえって不調・不落の可能性があるため、下北ではなく青森、青森ではなく東北といったようにある程度広く地域を設定すべきではないかと考える。</p> <p>【委員長総括】</p> <p>今回抽出された案件はいずれも競争性を確保することが難しいものであった。仕方のない側面もあるが、応札者を増やす努力は欠かせないため、発注時期の見直し、案件の分割やまとめる等の方法が良いのか業者にヒアリングし対応されたい。また、周知活動を広げてもらい、他機関と情報共有しながら、業者へ参加してもらおうように声がけをするといった努力が必要である。</p>	<p>難しいことと、定員の要求をしてそれが認められないと人が入ってこない仕組みとなっているので、難しいものと考えます。</p> <p>総括に入られる前に、今後のためにお聞きしたいのですが。</p> <p>・今年度の4月に中・小規模事業者に対する国の契約方針が閣議決定されており、その中で地域要件の設定を行うように努めることとされています。あくまで検討段階ではありますが、例えば、下北に所在する業者に限り契約を結ぶといった取組を、国の方針に則り実施することを考えているのですがどうでしょうか。</p>

	意見・質問	回答
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	
2 談合案件の処理状況について		
○談合情報件数	0 件	(審議概要)
項目	意見・質問	回答
○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	・なし	
	意見の具申又は勧告の内容	
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	
3 再苦情処理（再説明請求回答）		
・該当事案なし		